

○総務省告示第二百八号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正し、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

令和五年六月二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(警察機関等の端末設備に送信する情報)

第四条 規則第三十五条の二の四第二号(第四十五条の八第三項において読み替えて準用する場合並びに第四十四条の二第二項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

2 規則第三十五条の六第二号(第三十五条の十四、第四十四条の二第五項、第四十五条の八第七項及び第五十四条第二項において読み替えて準用する場合並びに第三十五条の二十第二項、第三十六条の六第二項、第四十五条の八第五項、第五十三条第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。

〔一〕三 略

〔3・4 略

(総合品質)

第五条 規則第三十五条の二(規則第三十五条の五の二、第三十五条の十一、第四十四条の二第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十四条の二第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による総合品質の基準は、I-TU-T G.114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を150ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が0.95以上でなければならない。

〔2・3 略

(ネットワーク品質)

第六条 規則第三十五条の二の二(規則第四十四条の二第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。

〔一・二 略

〔2 略

3 第一項の規定は、規則第三十五条の十二、第四十四条の二第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットワークプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備(電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットワークプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備(電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネット

(警察機関等の端末設備に送信する情報)

第四条 規則第三十五条の二の四第二号(第四十五条の八第三項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第二項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

2 規則第三十五条の六第二号(第三十五条の十四、第四十五条第五項、第四十五条の八第七項及び第五十四条第二項において読み替えて準用する場合並びに第三十五条の二十第二項、第三十六条の六第二項、第四十五条の八第五項、第五十三条第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。

〔一〕三 同上

〔3・4 同上

(総合品質)

第五条 規則第三十五条の二(規則第三十五条の五の二、第三十五条の十一、第四十五条第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による総合品質の基準は、I-TU-T G.114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を150ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が0.95以上でなければならない。

〔2・3 同上

(ネットワーク品質)

第六条 規則第三十五条の二の二(規則第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。

〔一・二 同上

〔2 同上

3 第一項の規定は、規則第三十五条の十二、第四十五条第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットワークプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備(電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットワークプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備(電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネ

| | |
|---|--|
| <p>インターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と読み替えるものとする。 (安定品質)</p> <p>第七条 規則第三十五条の二の三(規則第四十四条の二第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、メタルインターネットプロトコル電話用設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。)を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。 「一・二 略」</p> <p>「2 略」</p> <p>3 規則第三十五条の十三、第四十四条の二第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四條第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる措置とする。 「一・二 略」</p> <p>「4 略」</p> <p>第八条 「略」 (第一種適格電気通信事業者の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外)</p> <p>第九条 「略」</p> | <p>ットプロトコル電話用設備に限る。）」と読み替えるものとする。 (安定品質)</p> <p>第七条 規則第三十五条の二の三(規則第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、メタルインターネットプロトコル電話用設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。)を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。 「一・二 同上」</p> <p>「2 同上」</p> <p>3 規則第三十五条の十三、第四十五条第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四條第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる措置とする。 「一・二 同上」</p> <p>「4 同上」</p> <p>第八条 「同上」 (基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外)</p> <p>第九条 「同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○総務省告示第二百九号

電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）附則第三項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第二百三十二号（基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表の開示の方法を定める件）の一部を次のように改正し、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

令和五年六月二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>一 電気通信事業者が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項に規定する届出書又は同法第二十四条第一項に規定する報告書を内閣総理大臣に提出する会社である場合には、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を当該届出書又は報告書に記載するものとする。</p> <p>二 電気通信事業者が前号以外の会社であつて、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号に該当する会社である場合には、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を次に掲げる方法のいずれかにより開示するものとする。</p> <p>〔ア〜ウ 略〕</p> | <p>一 電気通信事業者が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項に規定する届出書又は同法第二十四条第一項に規定する報告書を内閣総理大臣に提出する会社である場合には、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を当該届出書又は報告書に記載するものとする。</p> <p>二 電気通信事業者が前号以外の会社であつて、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号に該当する会社である場合には、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を次に掲げる方法のいずれかにより開示するものとする。</p> <p>〔ア〜ウ 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○総務省告示第二百十号

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）第二十七条第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百二十九号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件）の一部を次のように改正し、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

令和五年六月二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|--|
| <p>(用語)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）及び第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号。以下「算定規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 前年度過不足額 次の式により算定する法第九条第一項及び第一百十条第二項の認可を受けなければならない単位となる年度（以下「算定対象年度」という。）の前年度において支援機関が徴収する額から当該前年度の第一種適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額と支援機関の支援業務に係る費用の額の合計額を控除した額をいう。</p> <p>前年度過不足額</p> <p>＝算定対象電気通信番号の総数を用いて算定した算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月までの第一種負担金の額の合計額</p> <p>－算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月までの第一種負担金の額に付した第一種適格電気通信事業者ごとの当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額</p> <p>一（算定対象年度の前年度の第一種適格電気通信事業者ごとの補てん対象額（算定対象年度の前年度において、算定規則第5条第2項の規定が適用された場合には同項に規定する方法により控除する額（同項第1号に掲げる額に限る。）を控除した額とし、同条第3項の規定が適用された場合には同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額（同項の規定により算定した第一種負担金の額が零となる場合には零）とする。）の合計額</p> <p>十 支援機関の支援業務に係る費用の額</p> <p>一 算定対象年度の前年度の前年度過不足額</p> <p>四 予測前年度過不足額 $カSバじヨS真定ハヤシ$ 補てん対象額 $カSバじヨS真定ハヤシ$ 予測額 $カSバじヨS真定ハヤシ$。</p> <p>予測前年度過不足額</p> <p>＝算定対象電気通信番号の総数又は予測算定対象電気通信番号の総数を用いて算定した算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月までの接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の総額</p> | <p>(用語)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号。以下「算定規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 前年度過不足額 次の式により算定する法第九条第一項及び第一百十条第二項の認可を受けなければならない単位となる年度（以下「算定対象年度」という。）の前年度において支援機関が徴収する額から当該前年度の適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額と支援機関の支援業務に係る費用の額の合計額を控除した額をいう。</p> <p>前年度過不足額</p> <p>＝算定対象電気通信番号の総数を用いて算定した算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの負担金の額の算定に用いる月までの接続電気通信事業者等ごとの負担金の総額の合計額</p> <p>十 算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの負担金の額に付した適格電気通信事業者ごとの当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額</p> <p>一（算定対象年度の前年度の適格電気通信事業者ごとの補てん対象額（算定対象年度の前年度において、算定規則第5条第2項の規定が適用された場合には同項に規定する方法により控除する額（同項第1号に掲げる額に限る。）を控除した額とし、同条第3項の規定が適用された場合には同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額（同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には零）とする。）の合計額</p> <p>十 支援機関の支援業務に係る費用の額</p> <p>一 算定対象年度の前年度の前年度過不足額</p> <p>四 【四七】</p> <p>予測前年度過不足額</p> <p>＝算定対象電気通信番号の総数又は予測算定対象電気通信番号の総数を用いて算定した算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの接続電気通信事業者等ごとの負担金の総額の合計額</p> |
|--|--|

| |
|--|
| <p>の合計額</p> <p>＋算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月までの第一種負担金の額に對した<u>第一種適格電気通信事業者</u>ごとの当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額</p> <p>－（算定対象年度の前年度の第一種適格電気通信事業者ごとの補てん対象額（算定対象年度の前年度において算定規則第5条第3項の規定が適用される場合には同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額（同項の規定により算定した<u>第一種交付金の額</u>が零となる場合には零）とする。）の合計額</p> <p>＋支援機関の支援業務に係る費用の額</p> <p>－算定対象年度の前年度の前年度過不足額）</p> <p>（番号単価の算定方法）</p> <p>第二章 番号単価は、原則として毎年度九月に次の式により算定するものとする。</p> <p>番号単価</p> <p>＝合算番号単価</p> <p>×当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額</p> <p>＋第一種適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額</p> <p>2 前項の合算番号単価は、次の式により算定するものとする。</p> <p>合算番号単価</p> <p>＝（第一種適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額</p> <p>＋支援機関の支援業務に係る費用の額</p> <p>－予測前年度過不足額）</p> <p>÷算定対象年度の前年度の1月から算定対象年度の12月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計</p> <p>3 第一項の規定により算定した番号単価は、原則として算定対象年度の前年度の1月末から算定対象年度の六月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額の算定に用いるものとする。</p> <p>4 算定対象年度の前年度の最終算定月が、前項に規定する番号単価を接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額の算定に用いる期間中の月となる場合にあつては、同項の規定にかかわらず、第一項の規定により算定した番号単価は、原則として、当該期間中における算定対象年度の前年度の最終算定月以外の月の算定対象電気通信番号の数に係る第一種負担金の額の算定に用いるものとし、同年度の法第百十條第二項の認可の申請に係る第一種負担金の額の算定に用いる当該第一種適格電気通信事業者に係る前年度残余額（算定規則第二十七條第二項の残余の額をいう。以下同じ。）を算定する場合にあつては、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。</p> <p>（番号単価の修正）</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>＋算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの負担金の額に對した<u>適格電気通信事業者</u>ごとの当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額</p> <p>－（算定対象年度の前年度の適格電気通信事業者ごとの補てん対象額（算定対象年度の前年度において算定規則第5条第3項の規定が適用される場合には同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額（同項の規定により算定した<u>交付金の額</u>が零となる場合には零）とする。）の合計額</p> <p>＋支援機関の支援業務に係る費用の額</p> <p>－算定対象年度の前年度の前年度過不足額）</p> <p>（番号単価の算定方法）</p> <p>第二章 【四十一】</p> <p>番号単価</p> <p>＝合算番号単価</p> <p>×当該適格電気通信事業者の補てん対象額</p> <p>＋適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額</p> <p>2 前項の合算番号単価は、次の式により算定するものとする。</p> <p>合算番号単価</p> <p>＝（適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額</p> <p>＋支援機関の支援業務に係る費用の額</p> <p>－予測前年度過不足額）</p> <p>÷算定対象年度の前年度の1月から算定対象年度の12月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計</p> <p>3 第一項の規定により算定した番号単価は、原則として算定対象年度の前年度の1月末から算定対象年度の六月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る接続電気通信事業者等ごとの負担金の額の算定に用いるものとする。</p> <p>4 算定対象年度の前年度の最終算定月が、前項に規定する番号単価を接続電気通信事業者等ごとの負担金の額の算定に用いる期間中の月となる場合にあつては、同項の規定にかかわらず、第一項の規定により算定した番号単価は、原則として、当該期間中における算定対象年度の前年度の最終算定月以外の月の算定対象電気通信番号の数に係る負担金の額の算定に用いるものとし、同年度の法第百十條第二項の認可の申請に係る負担金の額の算定に用いる当該適格電気通信事業者に係る前年度残余額（算定規則第二十七條第二項の残余の額をいう。以下同じ。）を算定する場合にあつては、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。</p> <p>（番号単価の修正）</p> |
|--|

| | |
|---|---|
| <p>前条第2項の合算番号単価</p> <p>× 第一種適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数の最後の月の翌月から第1項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月の前月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計</p> <p>÷ 第1項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月から算定対象年度の12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計</p> <p>4 第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の修正番号単価は、接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額を算定する場合にあつては、原則としてその修正した年度の七月末から最終算定月の前月(最終算定月が算定対象年度の一月以降となる場合には十二月)の月末までの間及び最終算定月が算定対象年度の十一月以前となる場合の当該最終算定月の翌月の月末から十二月末までの間(最終算定月が十一月となる場合には十二月末)における算定対象電気通信番号の数に係る第一種負担金の額の算定に用いるものとし、算定対象年度の法第百十條第二項の認可に係る第一種負担金の額の算定に用いる当該第一種適格電気通信事業者に係る前年度残余額を算定する場合(最終算定月が算定対象年度の一月以降となる場合を除く。)にあつては、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。</p> <p>[5 略]</p> <p>(端数処理)</p> <p>第四條 支援機関は、第二條第一項の規定により算定した番号単価又は前條第一項の修正番号単価について、小数点以下八位未満の端数があるときは、原則としてこれを四捨五入するものとする。ただし、第一種負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認めるときは、当該端数を切り捨て又は切り上げることができるものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | <p>前条第2項の合算番号単価</p> <p>× 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数の最後の月の翌月から第1項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月の前月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計</p> <p>÷ 第1項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月から算定対象年度の12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計</p> <p>4 第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の修正番号単価は、接続電気通信事業者等ごとの負担金の額を算定する場合にあつては、原則としてその修正した年度の七月末から最終算定月の前月(最終算定月が算定対象年度の一月以降となる場合には十二月)の月末までの間及び最終算定月が算定対象年度の十一月以前となる場合の当該最終算定月の翌月の月末から十二月末までの間(最終算定月が十一月となる場合には十二月末)における算定対象電気通信番号の数に係る負担金の額の算定に用いるものとし、算定対象年度の法第百十條第二項の認可に係る負担金の額の算定に用いる当該適格電気通信事業者に係る前年度残余額を算定する場合(最終算定月が算定対象年度の一月以降となる場合を除く。)にあつては、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。</p> <p>[5 同上]</p> <p>(端数処理)</p> <p>第四條 支援機関は、第二條第一項の規定により算定した番号単価又は前條第一項の修正番号単価について、小数点以下八位未満の端数があるときは、原則としてこれを四捨五入するものとする。ただし、負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認めるときは、当該端数を切り捨て又は切り上げることができるものとする。</p> <p>[2 同上]</p> |
|---|---|

○総務省告示第二百十一号

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）第二十二条第一項第四号の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百五十二号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十二条第一項第四号に規定する総務大臣が別に定める事由を定める件）の一部を次のように改正し、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

令和五年六月二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>【一】略</p> <p>二 第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等が納付期限までにその第一種負担金の全部又は一部を納付しない場合であつて、支援機関が交付期限までに第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金を交付するために支援機関の収支予算書に記載された借入限度額まで借入れをしてもなお不足があると見込まれるとき</p> | <p>【一】同上</p> <p>二 負担金を納付すべき接続電気通信事業者等が納付期限までにその負担金の全部又は一部を納付しない場合であつて、支援機関が交付期限までに適格電気通信事業者に対して交付金を交付するために支援機関の収支予算書に記載された借入限度額まで借入れをしてもなお不足があると見込まれるとき</p> |
| <p>備考 表中の「一」の記載は注記である。</p> | |

○総務省告示第二百十二号

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）様式第二十七の三注四の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第三百三十六号（通信品質の測定条件を定める件）の一部を次のように改正し、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

令和五年六月二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十（同令第四十五条の八第六項において準用する場合を含む。）に規定する接続品質、同令第三十五条の五の二、第三十五条の十一、第四十四条の二第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十条第四項において読み替えて準用する場合並びに第四十四条の二第二項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総合品質及び同令第三十五条の二（同令第三十五条の五の三、第三十五条の十二、第四十四条の二第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十四条の二第二項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定するネットワーク品質については、TTC標準JJ201・01以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。</p> <p>〔五〇七 略〕</p> | <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十（同令第四十五条の八第六項において準用する場合を含む。）に規定する接続品質、同令第三十五条の二（同令第三十五条の五の二、第三十五条の十一、第四十五条第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総合品質及び同令第三十五条の二（同令第三十五条の五の三、第三十五条の十二、第四十五条第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定するネットワーク品質については、TTC標準JJ201・01以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。</p> <p>〔五〇七 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○総務省告示第二百十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十四条の三第一項第二号口の規定に基づき、同条に規定する総務大臣が別に告示する国際的な標準を次のように定め、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

令和五年六月二日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則第十四条の三第一項第二号口に規定する国際的な標準は、国際電気通信連合標準化部門の勧告に定める規格のうち、次のいずれかとする。

- 一 ITU-T J. 222
- 二 ITU-T J. 224
- 三 ITU-T J. 225

○総務省告示第二百十四号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四十条の八の四第二号の規定に基づき、単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額を次のように定め、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

令和五年六月二日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号に規定する単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額は、月額三千八百六十九円とする。